

保険証更新の お知らせ

平成13年度の新しい保険証は郵便でお手元へ

国民健康保険被保険者証(保険証)は、毎年更新されるもので本年も4月1日をもって更新されます。

新しい保険証は、郵送で4月1日には届くよう3月中に発送します。期限切れの保険証は破棄願います。

しかしながら、大勢のなかには住民票を都留市におき、実際には住んでいない方などもありますので、すべての国保世帯に送付できません。

もし実際住んでいるにもかかわらず保険証が届かなかった国保世帯がありましたら、連絡してください。

なお、13年4月から国民健康保険法の改正により、納期限から1年間未納が続きますと、資格証明書が交付されます。

※納期を忘れていたなどの理由で、国保税を納めていない方は、できるだけ早く納めていただくようお願いいたします。

また、保険税を納める意思はあっても、災害にあつたり、失業や病気などの事情でどうしても納付が困難な方もいると思います。そのような場合は、分割納税などの方法もありますので、お早めに税務課収納担当または、市民生活課国保医療担当へご相談ください。

保険税の徴収猶予などの制度もあります。担当者がお話をうかがい、一緒に解決方法を考えさせていただきます。

届きましたら、
大切に保管してください！

| | | | |
|--------|-------------------------------------|--------|-----|
| 国民健康保険 | | 被保険者証 | |
| 有効期限 | | | |
| 記号番号 | | | |
| 世帯主 | 氏名 | | |
| | 生年月日 | | |
| | 住所 | | |
| 保険者番号 | 190041 | 一部負担割合 | 3割 |
| 番号及び名称 | 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 TEL 0554-43-1111 | | |
| 及び印 | 都留市 | | |
| 交付年月日 | 平成 | 年 | 月 日 |

問合先 市民生活課 国保医療担当
税務課 収納担当

老人保健 加入の皆様へ

都留市内の現在開業している保険医療機関(医科・歯科)窓口で支払う金額は、都留市立病院・水島医院については定率一割負担(外来・月3,000円まで)、回生堂病院については定率一割負担(外来・月5,000円まで)です。それ以外の保険医療機関(医科・歯科)はすべて定額負担(外来1日につき800円、月4回まで)となっております。なお、診療所は届け出により定額・定率が変わります。



道路河川課 管理担当

また、作業にあたり、土砂・缶・ビン・可燃物を分別するようご協力をお願いします。なお、個人的に補修工事などを行う場合は、あらかじめ道路河川課と協議してください。

今年(平成13年)の定式は、四月七日から三日間行われます。家中川水系(家中川・寺川・女川)の流水が止まりますので、地元(河川・水路)の堆積物の取り除き作業を行ってくださるようお願いいたします。

定式に参加して
河川・水路を
きれいにしましょう
4月7日(土)・8日(日)
9日(月)実施

